

立川市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条の規定による。

立川市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

立川市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年立川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、立川市職員の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、立川市職員の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。
(職員の服務の宣誓)	(職員の服務の宣誓)
第2条略.....	第2条略.....
2 法第22条の2第1項に規定する職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。